

# 「防火管理技能者制度」及び「防火安全技術者制度」に係る講習の見直し内容等について 東京消防庁 予防部 防火管理課・予防課

## 1 はじめに

火災予防条例第55条の3の2に基づく「防火管理技能者制度」は、平成19年10月に、火災予防条例第63条の2に基づく「防火安全技術者制度」は、平成18年4月に施行された制度です。いずれの制度も、火災予防条例に定められた講習を受講して資格者となることにより、特定の業務に従事することができる制度です。

これらの制度は、創設から一定期間が経過したことから、このたび制度の検証を行い、必要な見直しを行いました。

## 2 防火管理技能講習の見直し

「防火管理技能者制度」は、大規模防火対象物の防火管理業務が量的に増大するとともに、質的に高度・複雑化している状況に対応するため、防火管理者の補助者として、防火管理技能者の配置を義務付けるものです。防火管理技能者になるためには、「防火管理技能講習」を修了する必要があります。

見直しにあたっては、防火管理技能講習の受講者に対するアンケートと防火管理技能者として従事している方へのヒアリングを実施しました。その結果、防火管理技能講習の受講者は、ほとんどが防火管理に係る基礎的知識を有しており、より実務的な内容の講習を求めていることが明らかになり、これらを踏まえて防火管理技能講習の見直しを行いました。

具体的には、基礎的な内容を縮減させ実務的内容（実技）を充実させるとともに、講習内容を精査して講習時間を短縮し、4日間の講習を2日間として、必要な防火防災性能を確保しつつ、受講者の負担軽減を図りました。科目免除については、講習内容を精査することでその必要性がなくなったため、廃止しました。

### 防火管理技能講習

<改正前の告示>

科 目	時 間
防火管理制度	2.0
火災安全工学の理論の基礎知識	4.0
防火対象物の防火防災対策	3.0
自衛消防対策	5.0
防火管理業務の補助の実施要領及び防火管理業務計画の作成要領	9.5
合 計	23.5

<改正後の告示>

科 目	時 間
防火管理制度	0.5
防火管理技能者制度	1.5
防火対象物の防火防災対策	3.0
自衛消防対策	5.0
防火管理業務の補助の実施要領及び防火管理業務計画の作成要領	2.5
合 計	12.5

※ 講習とは別に約30分程度の効果測定があります。

※ 科目免除要件は廃止したため、全ての人が同一の講習を受講することになります。

### 防火管理技能再講習

<改正前の告示>

科 目	時 間
消防関係法令等の改正概要及び火災その他の災害事例等に関すること。	4.0
各種事例を踏まえた防火管理業務の補助の実施に関すること。	2.0
合 計	6.0

<改正後>

時 間	
1.5	
1.5	
合 計	3.0

### 3 防火安全技術講習の見直し

「防火安全技術者制度」は、防火安全についての専門家を育成し、その者が建物の新築・改修工事等の計画段階から関与していくことで、建物の防火安全性を一層向上させることを目的とする制度です。防火安全技術者になるためには、「防火安全技術講習」を修了する必要があります。

見直しにあたっては、防火安全技術講習修了者に対するアンケート等を行い検討した結果、受講者はより実務的な内容の講習を求めているが、専門的で理解しにくい部分もあることが明らかになり、これらを踏まえて防火安全技術講習の見直しを行いました。

具体的には、実務的内容を充実させつつ、専門性の高い部分の要点を絞り、受講者の負担軽減を図りました。見直し前は、最初に基礎課程を受講し、次に専門課程の防火避難・火気電気・消防設備の3つ全てを受講することで第一種防火安全技術講習修了者、基礎課程に1つ又は2つの専門課程を選択して受講することで第二種防火安全技術講習修了者になることができました。見直し後は、基礎課程の内容は3つの専門課程にそれぞれ含めることとし、全課程を受講することで第一種、選択して受講することで第二種になります。これにより、全ての課程を受講し、第一種の資格を取得する場合、4日間かかったものが3日間となります。

なお、第一種防火安全技術講習修了者を防火安全技術者と称することは、変更ありません。

## 防火安全技術講習

<改正前の告示>

課 程		時 間
基 礎		6. 5時間 (1日間)
専 門	防火避難	6. 5時間 (1日間)
	火気電気	6. 5時間 (1日間)
	消防設備	6. 5時間 (1日間)

全課程受講で合計4日間

※ 再講習の内容に変更はありません。

<改正後の告示>

課 程	時 間
基礎＋防火避難	6. 5時間 (1日間)
基礎＋火気電気	6. 5時間 (1日間)
基礎＋消防設備	6. 5時間 (1日間)

全課程受講で合計3日間

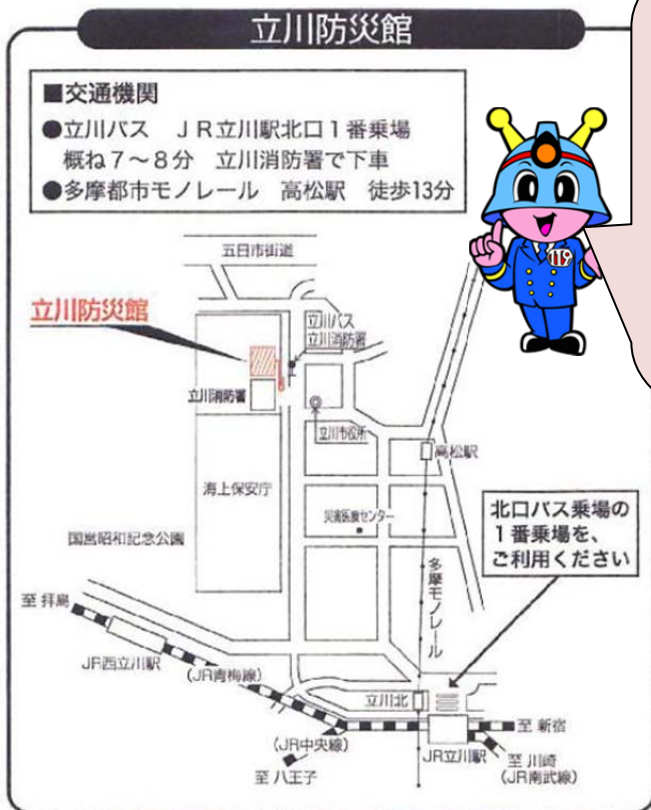
### 4 今後の予定

見直し後の防火管理技能講習及び防火安全技術講習は、講習内容に係る告示の改正を行い、平成23年4月1日に施行されています。新カリキュラムによる講習は、平成23年10月頃を予定しています。

また、講習の申込み等については、両講習の登録講習機関である公益財団法人東京防災救急協会にお問合せ下さい。

# 「立川防災館」を会場とした 自衛消防技術試験を開始します！

平成23年4月より、多摩地域在住・在勤の受験者の利便性の向上を図り、近年の受験者増加にも対応するため、試験講習場（神田）に加え、立川防災館を会場とした自衛消防技術試験を開始します。



## 自衛消防技術試験とは？

火災予防条例第62条の4に基づき実施している試験で、自衛消防業務を行なうのに必要な知識・技術があるかを確認し、合格者に認定証を交付しています。建物（防火対象物）が一定規模以上となる場合は、認定者（試験の担当者）の配置が義務付けられています。



		試験講習場 (千代田区外神田4-14-4)		立川防災館 (立川市泉町1156-1)					
H23	4月	8(金)	18(月)	27(水)					
	5月	14(土)	20(金)	27(金)	10(火)	17(火)	24(火)	31(火)	
	6月	3(金)	11(土)	17(金)	24(金)	9(木)	21(火)	28(火)	
	7月	1(金)	8(金)	15(金)	29(金)	5(火)	12(火)	26(火)	
	8月	5(金)	19(金)	2(火)				23(火)	30(火)
	9月	2(金)	16(金)	13(火)				27(火)	
	10月	7(金)	15(土)	21(金)	13(木)	19(水)	25(火)		
	11月	11(金)	25(金)	1(火)				15(火)	22(火)
	12月	9(金)	17(土)	6(火)				13(火)	
H24	1月	20(金)	27(金)	11(水)				17(火)	24(火)
	2月	10(金)	17(金)	7(火)				14(火)	21(火)
	3月	2(金)	16(金)	6(火)				13(火)	